

誓約書兼同意書

- 1 多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱第8条の規定による報告及び立入調査について、千葉県及び多古町から求められた場合には応じます。
- 2 多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、同要綱第9条第2項の規定による町長の返還請求に従い、既に交付を受けた移住支援金の全額又は半額に相当する額を返還します。
- 3 多古町UIJターンによる起業・就業者等創出事業に関する事務において、勤務状況等に関する情報を、千葉県及び多古町の求めに応じて提供します。
- 4 次のすべてに該当します。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）には該当しません。
 - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）には該当しません。
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 千葉県及び多古町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しません。

- (4) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有しています。
- (5) 申請者を含む世帯員のいずれもが移住支援事業及び他の地方公共団体における同種の補助金等の交付を受けていません。

年 月 日

多古町長 様

申請者 住所
氏名
電話